ご存じですか?

予防接種後健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、お 住 ま い の 市 町 村 に ご 相 談 く だ さ い 。

給が付める種類

病院での治療を受けた場合

治療に要した医療費(自己負担分)と医療を受ける ために要した諸費用を支給します。

障害が残ってしまった場合

年に4回、障害の残ったお子様を養育するための 障害児養育年金(18歳以上の場合は、障害年金)を 支給します。

亡くなられた場合

葬祭料及び一時金(インフルエンザワクチンの場合は 一時金または年金)を支給します。

副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹(はれ)などの 比較的よくみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応 もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に 発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

※救済給付の決定に不服があるときは、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。



疾病・障害 認定審査会



③ 意見聴取







子工刀锄百

申請の方法

健康被害救済給付の申請は健康 被害を受けたご本人やその保護者の 方が、定期の予防接種を実施した 市町村に申請を行います。

申請には、予防接種を受ける前後 のカルテ等、必要となる書類が ありますので、お住まいの市町村に ご相談下さい。

給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、 市町村、厚生労働省が必要書類や症状 のチェックを行い、厚生労働省が設置 する外部有識者で構成される疾病・ 障害認定審査会で審査を行います。

審査の結果を受け、定期の予防接種 を実施した市町村から、支給の可否を お知らせいたします。



または

予防接種 救済

魚 索

